

**公益財団法人仙台市健康福祉事業団**  
**女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**

すべての職員が、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで

2 目標と取組内容・実施時期

**目標1 全職員の一月当たりの平均残業時間数を15時間以内とする。**

<実施時期・取組内容>

●令和4年4月～

- ・時間外労働削減の方針について、理事長から管理職に周知徹底する。
- ・時間外労働の原因の分析と前年度同月の時間外労働時間数との比較を行う。
- ・課毎に業務内容及び業務分担の見直しを実施する。
- ・月1回以上のノー残業デーを設定するため、事業所毎で検討を行う。
- ・全職員を対象として、時間外労働削減、業務効率化に関するアンケートを実施する。

●令和4年7月～

- ・アンケート結果を分析し、全職員が閲覧できるようにするとともに、結果を踏まえた課題等を課長会の議題とする。

●令和4年10月～

- ・見直し後の業務内容及び業務分担に基づき、時間外労働削減の取り組みを開始する。
- ・事業所毎に「ノー残業デー」を実施する。

●令和5年2月～

- ・人事評価制度や次年度の契約更新手続きに伴う所属長による面談の機会を活用して、時間外労働が減少していない職員を対象に、指導等を行う。

**目標2 全職員の年次休暇取得率（付与時間数に対する取得時間数）を50%以上とする。**

<実施時期・取組内容>

●令和4年4月～

- ・年次休暇取得率向上の方針について、理事長から管理職に周知徹底する。  
（令和4年度は年次休暇取得率（付与時間数に対する取得時間数）50%以上を目標とし、最終的に60%以上になることを目標とする。）
- ・職員ごとに、前年度の年次休暇取得状況の調査を行う。
- ・課ごとに、業務内容及び業務分担の見直しを実施する。
- ・職員個人が年次休暇の取得目標を設定することにより、計画的な取得を促す。

●令和4年10月～

- ・年次休暇の取得目標達成に向けた取り組みを開始する。

●令和5年2月～

- ・年次休暇の取得目標を達成していない職員を対象に、所属長が面談を実施するとともに、業務効率化に向けた見直しを定期的実施する。